

令和 7 年度「観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業」に係る
地域観光プロモーター業務委託 事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

「伝統・文化」は東京の重要な観光資源であり、中でも江戸の歴史・文化を保存・活用することは、旅行者のみならず都民にとっても重要である。江戸の貴重な歴史・文化を未来に継承していくためには、地域の住民や旅行者がこうした文化財に触れる機会を創出していくことが必要である。しかし、現状では文化財に触れる機会は限られている。

そこで、「観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業」（以下「本事業」という。）では、都内各地に残る江戸の文化財を重要な観光資源としてその有効活用を図る取組を推進する。具体的には、地域の住民が地域の貴重な江戸の文化財や江戸の歴史・文化を大切にする意識を高めるとともに、旅行者をはじめ多くの人々がその魅力に触れる機会を創出し、その価値を広く発信する取組を通じて、地域の魅力向上や来訪者の増加に繋げることを目的とする。

ついては、標記事業における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、最適な企画を提案した事業者を最大 3 社選定する。

2 委託内容

仕様書の通りとする。

3 事業提案上限額

金 30,000,000 円也（1 社につき）

※上記金額は、消費税等を含む総額とする。

4 契約期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

※（6）の一部及び（7）（8）を除き、全てビジネスチャンスナビ（以下「BCN」という。）を通じて行う。

（1）公募開始及び希望申出受付開始

令和 7 年 6 月 30 日（月）

（希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）ホームページ「契約情報」を参照のこと）

- (2) 公募締切
令和7年7月14日(月) 正午まで
- (3) 企画審査会への指名通知
令和7年7月15日(火)
- (4) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間
令和7年7月15日(火) から令和7年7月17日(木) 正午まで
- (5) 実施要領及び仕様書に関する質問への回答
令和7年7月23日(水) (予定)
- (6) 企画提案書及び見積書等の提出期限 ※データはBCNを通じて提出のこと。
令和7年8月7日(木) 正午まで(必着)
- (7) 企画審査会実施日
令和7年8月21日(木)
- (8) 審査結果の通知
令和7年8月29日(金) (予定) ※メールにて通知予定。

6 企画審査会について

- (1) 実施日 令和7年8月21日(木)
- (2) 実施方法 応募者(1社3名以内)のプレゼンテーションとする(オンライン形式)
- (3) その他
 - ・各社20分以内で企画提案書及び見積書について説明し、その後20分間の質疑応答を行う
 - ・開始時刻等詳細については別途事務局より通知する。

7 企画審査会に必要な提出物と提出方法

※下記に示すものを、①データでBCNを通じ、②印刷物を郵送にて提出のこと。

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、仕様書に基づき、原則以下に指定する順番にてA4版(横版、両面印刷)、表紙含め30枚程度とすること。

企画書のタイトルは「令和7年度『観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業』に係る地域観光プロモーター業務委託」とすること。

① 企画名、会社概要、地域との連携体制、運営体制及び業務実績

(ア) 企画の名称

(イ) 会社概要

※応募者が特定できる事項を記載しないこと。記載があった場合は、失格となる場合があるため注意すること。

(ウ) 地域との連携体制(地域名、活用する文化財、連携する観光協会ほか協議会の構成員一覧)

※文化財保護法で定める文化財であることを証明する書類（例：自治体ホームページの文化財掲載情報の写し等）を提示すること。

- (エ) 事業の運営体制（人員配置、役割分担）。再委託をする場合は再委託先と業務内容を含む。

※企画提案書提出期限の段階で、東京都競争入札参加有資格者で指名停止の措置を受けている者を再委託先・協力先に含めないこと。

- (オ) 業務スケジュール

- (カ) これまでの主な類似契約実績

② 江戸の文化財を活用した取組の企画・運営・実施

- ・各取組において、活用する文化財と文化財が存在するエリアの江戸時代の歴史・文化との関連性を具体的に記載すること。
- ・歴史・文化に関する専門家の候補について具体的に示すこと。
- ・持続的な観光のあり方を意識した内容について具体的に記載すること。
- ・各取組のターゲット・実施方法・参加方法・実施予定回数・想定参加可能人数について具体案を示すこと。

- (ア) 地域主体の体験プログラム・ツアー造成

- (イ) 観光ガイドの育成

- (ウ) 地域主体のイベント・セミナー実施

- (エ) 上記のほか、応募者独自の企画提案があれば記載すること（なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとする）。

③ 広報・PR の実施

広報・PR の内容及び手法、事業終了後も活用できる素材の案について具体的に示すこと。

④ 効果測定

仕様書に記載の内容を踏まえ、実施方法等について、提案すること。

⑤ 協議会の運営

観光協会や地域と合意形成が取れていることを証明する書類を提出すること。（例：協議会構成員の代表者名を記載した合意書や確認書等）

- ⑥ 協力先・予定する再委託先が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得している場合、その認証書類を提出すること。

イ 見積書（様式自由）

- ・見積総額を明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含んだ金額とする。
税額も明記すること
- ・仕様書の項目に沿って、可能な限り詳細な内訳金額を記載すること。
- ・見積書（データ）とは別に、見積金額（税抜）を BCN に期限までに所定欄に入力のこと。

・感染症等の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する
 場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を
 （見積）備考欄に明記すること。

（２）提出部数と提出体裁

提 出 物	社名及びロ ゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書 ※合わせて１冊の形状とし、左上を クリップで留めたもの（製本、ステ ープル留め等不可）	あり	なし	１部
	なし	なし	３部
イ 見積書 ※各社の書式により提出可	あり	あり	１部
	なし	なし	３部
ア・イのデータ（自社名・会社印あり/なし） 各１部 （BCN 経由）			

※上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、
 提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

※データを提出する際、自社名及びロゴについて、「なし」「あり」の区別が分かるよう
 にファイル名を設定すること。

※宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

（３）印刷物の提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送または持参とする。

イ 提出先（宛先）

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

〒163-0915 東京都新宿区西新宿 2 丁目 3-1 新宿モノリス 15 階

※提出物の封筒等に「令和 7 年度「観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促
 進事業」に係る地域観光プロモーター業務委託」と朱書すること。

（４）注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合、またデータ提出がない場合は、企画審査会への参
 加を辞退したものとみなす。

８ 選考の評価ポイント

企画審査会においては、財団が別途定める「令和 7 年度「観光まちづくりにおける江戸の
 文化財等の活用促進事業」に係る地域観光プロモーター業務委託審査要領」に基づき、選考
 する。

評価のポイントについては、以下の通りとする。

(1) 実施体制・スケジュール

- ・事業目的及び仕様内容を的確に理解し、確実に業務を遂行できる実施体制となっているか。
- ・総合プロモーターとの協業を含め、効率的な業務運営が行える体制や人員となっているか。
- ・現実的かつ、各取組を効果的に実施するスケジュールとなっているか。
- ・本業務と類似の業務内容の契約実績は十分あるか。

(2) 地域との連携体制

- ・観光協会ほか協議会の構成員と適切に連携する体制となっているか。
- ・地域との合意形成ができているか。
- ・文化財の活用にあたり、各所との調整がなされているか。

(3) 江戸の文化財を活用した取組の企画・運営・実施

- ・活用する文化財と文化財が存在する地域の江戸時代の歴史・文化との関連性が適切であり、その文化財及び江戸の歴史・文化ならではのストーリーを活用した企画であるか。
- ・歴史的・文化的背景を理解した上で企画され、歴史・文化の専門家の選定は適切か。
- ・取組は文化財の保護・活用を通じて、持続的な観光のあり方を意識した内容が提案されているか。
- ・取組は3つ以上の要素を含み、文化財の魅力や価値を直接体感できる内容が提案されているか。
- ・子供が参加できる取組は、子供が江戸の文化財や歴史・文化への理解促進につながる提案となっているか。
- ・各取組の手法や回数、参加人数の提案は適切であるか。
- ・各取組で設定したターゲットごとに、効果的かつ魅力的な時期や内容が提案されているか。

(4) 広報・PR

- ・効果的な参加者募集方法等の提案となっているか。
- ・作成する素材は地域で継続的に活用が見込める内容が提案されているか。

(5) 効果測定

- ・各取組の効果検証に資する内容の提案になっているか。

(6) 価格

- ・提案内容に対する経費は妥当か。
- ・経費の配分は妥当か。

(7) その他

協力先・予定する再委託先が一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得しているか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果をメールにて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

- (1) 仕様書及び委託事業者選定に関する質問については、質問受付期間中 BCN を通じ受け付ける。
- (2) 質問内容については財団事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し BCN を通じ一斉に回答する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限までに BCN にて辞退の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画内容は別途特記仕様書に定め、当該企画を提出した見積の範囲内で実施するものとする。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課
電 話：03-5579-2682